**役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程**

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人梅香福祉会の法人業務に伴う役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償（以下、報酬等。）について定めることを目的とする。

（報酬額）

第２条　常勤役員の報酬額は、第４表に定めるところによる。

（法人業務）

第３条　報酬等を支給する法人業務は、次の各号に定めるところによる。

1. 理事会

（２）評議員会

（３）評議員選任・解任委員会

（４）行政機関による監査

（５）監事による監査

（６）役員研修会

（７）他施設への視察

（８）借入金の申請及び返済に伴う業務

（９）その他理事長が必要と認めた業務

（報酬等）

第４条　前条第1号から第5号の法人業務にかかる非常勤役員報酬として、別表１に定める日当の額に出席日数を乗じて得た額を支給する。ただし、同日開催の法人業務に出席する場合は、重複して支給しない。また、費用弁償として、出席回数により旅費を支給する。

２　前条第6号から第9号の法人業務にかかる非常勤役員報酬として、別表２に定める日当の額に出席日数を乗じて得た額を支給する。ただし、同日開催の法人業務に出席する場合は、重複して支給しない。また、費用弁償として、出席回数により旅費を支給する。

３　職員を兼務する役員は無報酬とし、施設旅費規程により支払う。

（支給）

第５条　役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

1. 常勤役員報酬については、毎月25日とする。ただし、その当日が休日また

は金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給する。

（２）非常勤役員等に対する報酬は、第3条各号に掲げる毎法人業務終了後に現金もしくは口座振込にて支給する。

（公表）

第６条　理事、監事及び評議員ごとの報酬支給総額については、決算後の現況報告書に記載の上、公表しなければならない。

（附則）

この規程は、令和３年７月１日から適用する。

別表１

この表は、前条第３条の（１）～（５）に適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日当 | 区分 | 旅費 |
| 10,000円（源泉徴収実施）  ※報酬は手取り額とする |  | 2,000円 |
|  | 3,000円 |
| （別表３）  旅費算出基礎に  　基づき支払う。 | 4,000円 |
| 5,000円 |
|  | 実費又は実費相当額（自家用車使用） |
|  | 宿泊費〈※〉＋交通費実費相当額 |

（注）区分に記載のない地区よりの旅費については、その都度実費又は自家用使用時の距離数により算出した額で支給するものとし、理事長が専決する。

別表２

この表は、前条第３条の（６）～（９）に適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日当 | 区分 | 旅費 |
| 10,000円  （源泉徴収実施）  ※報酬は手取り額とする | 居宅から目的地 | 交通費実費相当額 |
| 宿泊を要する場合 | 宿泊費〈※〉＋交通費実費相当額 |

第４表

* 常勤役員の一人当たりの報酬上限額（常勤職員週３日以上勤務）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の上限額（月額） |
| 理事長 | ８５０,０００円 |
| 理　事 | ４５０,０００円 |

* 常勤役員の賞与

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | 夏季賞与（７月） | 冬季賞与（１２月） |
| 理事長 | 報酬月額×２ヶ月分 | 報酬月額×２ヶ月分 |
| 理　事 | 報酬月額×１ヶ月分 | 報酬月額×１ヶ月分 |

俸給表

|  |  |
| --- | --- |
| 号　俸 | 報酬基準額 |
| １号俸 | 月額　　５０,０００円 |
| ２号俸 | 月額　１００,０００円 |
| ３号俸 | 月額　１５０,０００円 |
| ４号俸 | 月額　２００,０００円 |
| ５号俸 | 月額　２５０,０００円 |
| ６号俸 | 月額　３００,０００円 |
| ７号俸 | 月額　３５０,０００円 |
| ８号俸 | 月額　４００,０００円 |
| ９号俸 | 月額　４５０,０００円 |
| 10号俸 | 月額　５００,０００円 |
| 11号俸 | 月額　５５０,０００円 |
| 12号俸 | 月額　６００,０００円 |
| 13号俸 | 月額　６５０,０００円 |
| 14号俸 | 月額　７００,０００円 |
| 15号俸 | 月額　７５０,０００円 |
| 16号俸 | 月額　８００,０００円 |
| 17号俸 | 月額　８５０,０００円 |

* 常勤理事の報酬額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。